

墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例（案）概要

項 目	改 正 案	現 行	施行期日	
特別区税	1 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例申請の手続	〔新設〕	公布の日	
特別区民税	1 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し 別紙資料有り	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者と死別・離別したひとり親に「寡婦（寡夫）控除」を適用する。 子の前年の総所得金額等が48万円以下の場合に限る。 男性のひとり親（寡夫控除）の控除額 26万円 寡婦（扶養親族あり、扶養親族なし）及び寡夫に寡婦（寡夫）控除を適用する。 扶養親族を有する寡婦の要件に所得制限なし 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載があっても控除の対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 未婚・死別・離別に関わらず、ひとり親に「ひとり親控除」を適用する。 本人の前年の合計所得金額が500万円以下、かつ、子の前年の総所得金額等が48万円以下の場合に限る。 男性のひとり親（ひとり親控除）の控除額 30万円 寡婦（子以外の扶養親族あり、扶養親族なし）に寡婦控除を適用する（寡婦（子の扶養親族あり）及び寡夫には「ひとり親控除」を適用）。 寡婦控除の要件に所得制限（前年の合計所得金額が500万円以下）を加える。 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には、控除の対象外とする。 	令和3年1月1日
	2 個人住民税の人的非課税措置の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親を非課税対象とする（前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者を非課税対象とする（前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）。 	令和3年1月1日
	3 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、中止・延期・規模縮小された行事のうち、指定された行事の事業者に対し、払戻請求権を放棄した者へ寄附金税額控除を適用する。 	〔新設〕	令和3年1月1日

	4 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合に、住宅借入金等特別税額控除の特例措置の対象となる入居期間が1年間延長されたことに伴い、<u>令和15年度までとしている控除期間を令和16年度まで延長する。</u> 	〔新設〕	令和3年1月1日
軽自動車税	1 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、3輪以上の自家用軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間に行われたときに限り、軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する。 	<ul style="list-style-type: none"> 3輪以上の自家用軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和2年9月30日</u>までの間に行われたときに限り、軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する。 	公布の日
特別区たばこ税	1 軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 軽量の葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満）1本を紙巻たばこ1本に換算する。 <u>上記の改正は、令和2年10月1日から実施するが、激変緩和等の観点から、同日から令和3年9月30日までの間について、上記の改正の対象を1本当たりの重量が0.7g未満の葉巻たばこに限ることとし、その場合の換算方法を葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算する方法とする経過措置を講ずる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>葉巻たばこについては、重量比例課税とする。</u> 	令和2年10月1日